

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令

平成 31 年 3 月
厚生労働省
国土交通省

I 背景

平成 30 年 6 月 15 日に住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）が施行されてから約半年が経過したところ。

法施行後より、観光庁及び住宅宿泊事業に係る関係行政事務を処理している地方自治体において、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可等を受けずに運営されている、いわゆる「違法民泊」への対策として、住宅宿泊仲介業者を通じ、そのサイトに掲載されている物件の適法性を確認しているところ、一部の物件について、住宅宿泊仲介業者が詳細な情報を正確に把握していないため、当該確認ができない場合がある。

このような状況を踏まえ、健全な民泊の促進を図るため、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号。以下「規則」という。）の規定について、所要の改正を行うものである。

II 概要

規則第 10 条について、住宅宿泊事業者が法第 12 条の規定による委託をしようとするときに住宅宿泊仲介業者又は旅行業者に対し通知する事項に、住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出住宅の所在地を追加する。

その他、規定の趣旨を明確化するため、所要の改正を行う。

III スケジュール

公 布：平成 31 年 3 月 14 日
施 行：平成 31 年 4 月 1 日